

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年3月31日

月曜日

号外(4)

目次

規則

○富山県立都市公園条例施行規則及び富山県置県百年記念県民公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則	10
○富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則	14
○富山県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則	16

規則

富山県立都市公園条例施行規則及び富山県置県百年記念県民公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第13号

富山県立都市公園条例施行規則及び富山県置県百年記念県民公園条例施行規則の一部を改正する規則

(富山県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 富山県立都市公園条例施行規則（昭和52年富山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「若しくは第6条第1項若しくは第3項」を削り、「第3項」の次に「若しくは第2条の2第1項若しくは第3項」を、「知事」の次に「（条例第5条の3第2項の規定により準用する場合にあつては、指定管理者）」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「又は第6条第3項」及び「・都市公園占用」を削り、「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同号を同条第

5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 条例第2条の2第1項の規定による都市公園の占用の許可 都市公園占用許可申請書（様式第6号）

(7) 条例第2条の2第3項の規定による変更の許可 都市公園占用変更許可申請書（様式第6号の2）

第3条第1項中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第11条に基づきインターネットを利用して表示する方法により公示する場合は、この限りでない。第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第11条に基づきインターネットを利用して表示する方法により公示する場合は、この限りでない。

第8条各号列記以外の部分中「知事」の次に「（条例第5条の3第2項の規定により準用する場合にあつては、指定管理者）」を加える。

様式第3号を削る。

様式第4号中「・都市公園占用」を削り、

「 都市公園法^{第5条第1項}_{第6条第3項}の規定により、許可事項の変更の許可を受けたい
ので、次のとおり申請します。 」

を

「 都市公園法第5条第1項の規定により、許可事項の変更の許可を受けたい
ので、次のとおり申請します。 」

に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「富山県知事」の次に「（指定管理者）」を、「第2条第1項」の次に「（第5条の3第2項において準用する第2条第1項）」を加え、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「富山県知事」の次に「（指定管理者）」を、「第2条第3項」

の次に「（第5条の3第2項において準用する第2条第3項）」を加え、同様式を様式第5号とする。

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第6号（第2条関係）

都市公園占用許可申請書

年 月 日

富山県知事（指定管理者） 殿

住 所 （所在地）

申請者 氏 名 （名称及び代表者氏名）

電 話

富山県立都市公園条例第2条の2第1項（第5条の3第2項において準用する第2条の2第1項）の規定により、都市公園の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名			
占用の目的			
占用の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
占用の場所及び面積		面積	平方メートル
占用物件の構造及び外観			
占用物件の管理の方法			
工事の実施方法			
工事の着手及び完了の時期	年 月 日から	年 月 日まで	
都市公園の復旧方法			
その他			

備考 設計書、仕様書、図面（位置図、平面図、立面図、断面図等）及び事業計画書を添付すること。

様式第6号の2 (第2条関係)

都市公園占用変更許可申請書

年 月 日

富山県知事 (指定管理者) 殿

住 所 (所在地)

申請者 氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

富山県立都市公園条例第2条の2第3項 (第5条の3第2項において準用する第2条の2第3項) の規定により、許可事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

既許可の年月日及び番号	年	月	日	許可番号	第	号
都市公園名						
変更の内容	変更前					
	変更後					
変更の理由						
その他						

備考 変更に係る設計書、仕様書、図面 (位置図、平面図、立面図、断面図等) 及び事業計画書を添付すること。

様式第11号から様式第13号までの規定中「富山県知事」の次に「(指定管理者)」を加える。

(富山県置県百年記念県民公園条例施行規則の一部改正)

第2条 富山県置県百年記念県民公園条例施行規則(昭和58年富山県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「若しくは第6条第1項若しくは第3項」を削り、「第3項」の次に「若しくは第7条の2第1項若しくは第3項」を、「知事」の次に「(条例第10条の3第2項の規定により準用する場合にあつては、指定管理者)」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「又は第6条第3項」及び「・都市公園占用」を削り、「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 条例第7条の2第1項の規定による都市公園の占用の許可 都市公園占用許可申請書(様式第6号)

(7) 条例第7条の2第3項の規定による変更の許可 都市公園占用変更許可申請書(様式第6号の2)

第5条第2項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)第11条に基づきインターネットを利用して表示する方法により公示する場合は、この限りでない。第7条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第11条に基づきインターネットを利用して表示する方法により公示する場合は、この限りでない。

第10条各号列記以外の部分中「知事」の次に「(条例第10条の3第2項の規定により準用する場合にあつては、指定管理者)」を加える。

様式第3号を削る。

様式第4号中「・都市公園占用」及び「(第6条第3項)」を削り、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「富山県知事」の次に「(指定管理者)」を、「第7条第1項(」の次に「第10条の3第2項又は」を加え、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「富山県知事」の次に「(指定管理者)」を、「第7条第3項(」の次に「第10条の3第2項又は」を加え、同様式を様式第5号とする。

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第6号（第3条関係）

都市公園占用許可申請書

年 月 日

富山県知事（指定管理者） 殿

住 所 （所在地）

申請者 氏 名 （名称及び代表者氏名）

電 話

富山県置県百年記念県民公園条例第7条の2第1項（第10条の3第2項において準用する第7条の2第1項）の規定により、都市公園の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名			
占用の目的			
占用の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
占用の場所及び面積		面 積	平方メートル
占用物件の構造及び外観			
占用物件の管理の方法			
工事の実施方法			
工事の着手及び完了の時期	年 月 日から	年 月 日まで	
都市公園の復旧方法			
その他			

備考 設計書、仕様書、図面（位置図、平面図、立面図、断面図等）及び事業計画書を添付すること。

様式第6号の2（第3条関係）

都市公園占用変更許可申請書

年 月 日

富山県知事（指定管理者） 殿

住 所 （所在地）

申請者 氏 名 （名称及び代表者氏名）

電 話

富山県置県百年記念県民公園条例第7条の2第3項（第10条の3第2項において準用する第7条の2第3項）の規定により、許可事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

既許可の年月日及び番号	年	月	日	許可番号	第	号
都市公園名						
変更の内容	変更前					
	変更後					
変更の理由						
その他						

備考 変更に係る設計書、仕様書、図面（位置図、平面図、立面図、断面図等）及び事業計画書を添付すること。

様式第11号から様式第13号までの規定中「富山県知事」の次に「（指定管理者）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（都市計画課）

富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第14号

富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則

富山県生活保護法施行規則（昭和58年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し及び同条中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第18条の見出し中「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改め、同条中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改める。

様式第23号の2中「指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関が」を「第54条の2第1項の規定により指定を受けた介護機関（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）又は第55条第1項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下この項において「指定医療機関等」という。）が」に、「その指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関」

を「その指定医療機関等」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」
に、「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

「申請者 住所 「申請者 住所又は居所
様式第37号中 氏名」を 氏名 に改める。
個人番号 」

様式第39号を次のように改める。

様式第39号（第17条関係）

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

厚生センター所長 殿

申請者

住所又は居所

(進学する者又は就職する者) 氏名

個人番号

下記のとおり、進学・就職準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
- 3 進学・就職する先（大学名等、会社名等）
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記入してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 必要書類

(1) 進学の場合

ア 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、次のいずれか

(ア) 入学金を納付したことを証明する書類の写し

(イ) 入学金延納（進学後に納付することをいう。）を申請した書類の写し

(ウ) 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し

イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、次のいずれか

(ア) 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等

(イ) 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

(ウ) その他確実に就職先に就職することを証する書類

イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金の振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類を○で囲んでください。)

支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記入）

預金種類 普通預金 当座預金

(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめて記入してください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第40号中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金は」を「進学・就職準備給付金は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県生活保護法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(厚生企画課)

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第15号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第27条の3第1項中「（同令第8条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「（児童虐待防止法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

第27条の4第1項中「（児童虐待防止法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「（同令第8条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

様式第11号中

被保険者証の 記号及び番号		負担率		保険者等 の名称	
------------------	--	-----	--	-------------	--

を

医療保険各法の記号及び番号		負担率		保険者等の名称	
---------------	--	-----	--	---------	--

に改める。

様式第26号中

被保険者の記号		番号		被保険者名	
---------	--	----	--	-------	--

を

医療保険各法の記号		番号		被保険者名	
-----------	--	----	--	-------	--

に改める。

様式第30号の4中

精神障害者保健福祉手帳番号					
健康保険	被保険者証の記号		被保険者証の番号		
	保険者名		保険者番号		

を

精神障害者保健福祉手帳番号					
---------------	--	--	--	--	--

に改める。

様式第30号の9別紙1中

	嘱託医		児童指導員		保育士		栄養士	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務

を

	嘱託医		児童指導員		保育士		栄養士又は管理栄養士	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務

に改め、同様式別紙7(2)の備考以外の部分及び同様式別紙8の備考以外の部分中

「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

様式第33号中「保険証 記号 番号」を

「医療保険各法 記号 番号」に改める。

様式第50号中「(延長者)」を削り、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第51号中「(延長者)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第30号の9の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(こども家庭室)

富山県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第16号

富山県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(富山県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 富山県自然環境保全条例施行規則(昭和48年富山県規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第3第11項第8号中「第20条第1項若しくは第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者」を「第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者」に改

める。

(富山県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 富山県立自然公園条例施行規則(昭和48年富山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第132項中「第3条」を「第3条第1項」に、「免許」を「許可」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者」を「第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者」に改める。

(富山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第3条 富山県希少野生動植物保護条例施行規則(平成27年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第20条第8号ケ中「第3条」を「第3条第1項」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者」を「第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(富山県自然環境保全条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律(令和5年法律第24号。以下「改正法」という。)附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法(昭和24年法律第187号)第21条第1項の許可を受けた者とみなして、第1条の規定による改正後の富山県自然環境保全条例施行規則別表第3第11項第8号の規定を適用する。

3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業

を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第22条第1項の登録を受けた者とみなして、第1条の規定による改正後の富山県自然環境保全条例施行規則別表第3第11項第8号の規定を適用する。

（富山県立自然公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 改正法附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第21条第1項の許可を受けた者とみなして、第2条の規定による改正後の富山県立自然公園条例施行規則別表第1第132項の規定を適用する。

5 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、第2条の規定による改正後の富山県立自然公園条例施行規則別表第1第132項の規定を適用する。

（富山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

6 改正法附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第21条第1項の許可を受けた者とみなして、第3条の規定による改正後の富山県希少野生動植物保護条例施行規則第20条第8号ケ中の規定を適用する。

7 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、第3条の規定による改正後の富山県希少野生動植物保護条例施行規則第20条第8号ケの規定を適用する。

（自然保護課）